

令和元年12月17日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年12月17日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻に参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

なお、議案第21号、工事請負契約の締結についての1議案が追加提出されておりますので、配布及びタブレットに掲載してありますので、ご報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、兼若 幸一 君、10番、古川 幸義 君を指名いたします。

日程第2. 議案第21号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第21号、工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

工事名につきましては、令和元年度多度津町幸見通り跨線橋昇降施設設置工事でございます。

施工場所は、多度津町栄町三丁目地内で、契約の方法につきましては、8社による制限付一般競争入札でございます。

契約金額は2億4,750万円で、そのうち消費税額等は2,250万円でございます。

参考までに請負比率は99.11%でございました。

施工業者は、多度津町大字道福寺451番地 枝園建設株式会社 代表取締役 枝園 裕子でございます。

また、参考資料といたしまして2ページに契約書及び附帯条件を、また、3ページに保証証書を、4ページに入札金額内訳書を、5ページに位置図を添付しております。

工事の概要といたしましては、JR多度津駅の西側と東側の地区を繋いでおります幸見通り跨線橋のバリアフリー化及び利便性の向上を目的といたしまして、当該跨線橋の西側と東側に昇降施設をそれぞれ1基ずつ設置するものでございます。

西側の昇降施設におきましては、昇降施設本体と跨線橋の間に連絡通路を設置することとしております。また、本工事の主な内訳といたしましては、建築工事、電気設備工

事、機械設備工事、エレベーター設置工事となっております。

なお、工期につきましては令和2年3月29日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第21号、工事請負契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただ今、提案説明がなされました、議案第21号をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務教育常任委員会に付託の上、審査したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号を総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

ここで暫時休憩をとり、総務教育常任委員会に入りたいと思います。

議会再開時間は、総務教育常任委員会終了後連絡いたします。

それでは休憩いたします。

休 憩 午前09時05分

再 開 午前09時30分

議長（村井 勉）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

まず、12月11日及び本日12月17日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 隅岡 美子君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

令和元年12月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり、報告を申し上げます。

審議事項。

議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第3号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第14号、多度津町消防団条例の一部改正について。

議案第15号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第3号）。

議案第16号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）。

議案第17号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）。

議案第18号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

議案第19号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。

請願第1号、国に対し「消費税5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願。

請願第2号、MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願。

審議結果、議案第1号から議案第5号及び議案第14号から議案第19号並びに請願第1号、請願第2号について、委員、傍聴議員より、

一つ、会計年度任用職員になる各種手当が支給されるフルタイムと期末手当のみが支給されるパートタイムは何名になるのか。パートタイムに移行する職務内容はどのようなものなのか。

一つ、会計年度任用職員になると年間所得はどうなるのか、ボーナスは上乘せになるのか。

一つ、会計年度任用職員に移行すると報酬は上がるが、懲戒処分等を受けるようになって責任も重くなるので、職員の評価を適正に行ってもらいたい。

一つ、会計年度任用職員制度で同じ人が長年にわたり繰り返し雇用されると長期的な人材育成に問題が生じるし、身分の固定化にも繋がるが、国は原則2回までの任用になっているので平等な実績評価に基づいて再度の任用に努めてもらいたい。

一つ、非正規の職員を正規職員にしていくような考えはあるのか、採用試験の募集人数によっては受験者数も少なくなり新規卒業者が有利になるのでないか。正規職員の不足により非正規職員が働いているので正規職員数を調整すれば良いのでないか。

一つ、会計年度任用職員の将来的な年金は、どう考えるのか。

一つ、100名程度の非正規職員で、どのくらいの費用になるのか。

一つ、会計年度任用職員の任期はあるのか。

一つ、地方公務員法に無期限任用の原則があるが、説明してもらいたい。

一つ、外国人指導員1名はどこの学校にいるのか、1校だけで良いのか。他の3校には外

国人が少ないのでそういう形をとっているのか。

一つ、今回の改正で特別職・教育長の給与や議員の報酬の差額はいくらになるのか。

一つ、今回の改正で「成年被後見人又は被保佐人」の文言が削除されており、どういう風になるのか説明してもらいたい。第7号議案にも「意思能力を有しない者」とあって「成年被後見人」が書かれていないが、「被保佐人」も入るという意味なのか。また、成年被後見人や被保佐人については、誰がどうやって判断するのか教えてもらいたい。

一つ、高齢者免許証自主返納者は今後も増加すると思うが、免許証を返納すると交通弱者となるので1万円の支援を増額することや対応策などは考えているのか。

一つ、幼稚園費に270万円の補正があるが、幼稚園統合に関連する予算を盛り込む予定はないのか。令和2年度位までには既存園を拡張するのか、新規とするのか早く方向性を決めて正式な事業計画を立ててもらいたい。

一つ、幼稚園統合は、教育委員会としてどこまで進んでいるのか。

一つ、幼稚園・小学校が避難所になっているが、小学校4校のうち3校には災害備蓄品があるが、豊原小学校1校だけ災害備蓄品がないのはどうするのか。来年度予算で計上するのか。

一つ、体育施設費の工事費448万8千円は体育館のトイレ修理なのか。野球場の照明も壊れているので修理をするのか、修理する際は電気代を考えてLEDも考慮してもらいたい。

一つ、「かがわの水田農業競争力強化対策事業費補助金」352万9千円は、葛原営農組合の6条刈りと青木営農組合の4条刈りのコンバインと聞いているが、葛原営農組合の補助金が少ないのは何故なのか。

一つ、部活動配置促進事業費補助金の詳細を説明してもらいたい。

一つ、体育館のトイレ事故で怪我をした人のその後の状況はどうなっているのか、完全に回復しているのか。

一つ、保育所児童保育費1,100万円が計上されているが、保育士不足に対応するための予算なのか。保育士の待遇改善のために支援員を導入する予算をお願いしたい。

一つ、「サクラートたどつ」のトイレをウォシュレットにする考えはあるのか。

一つ、多度津町は面積が狭いので、現在は使用していない「ため池」や機能していない「ため池」を必要な水量を確保した上で、土地として利用する考えを国に陳情することは出来ないのか。

一つ、日本は少子高齢化が進み、社会保障費が30年で3倍になり、歳出総額の約3割を占めるまでになっている。社会保障の財源は保険料で賄うのが原則だが、国は国債発行による借金頼みの状態である。借金を子や孫の世代に先送りしている状況を打開するための手段が消費税の増税であり、10%への増税は必要と考えるので請願第1号に反対する。

一つ、米軍輸送機オスプレイが参加する四国初の日米共同訓練が高松、坂出にまたがる

陸上自衛隊国分台演習場で行われる事を受けて、浜田香川県知事は国に訓練概要の事前情報を求め、情報提供があれば速やかに県民に周知する考えを述べた。香川県は防衛省に安全面の徹底を要請済みで、安全面が確保できるのであれば、オスプレイを使つての訓練は沖縄県の負担軽減の為にも必要であると考えてるので請願第2号に反対する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、会計年度任用職員は、現在と同じ時間帯での勤務を考えており、臨時職員が83名、嘱託職員が17名の100名在籍しており、勤務時間が一般職員と比べて短いので、全員がパートタイムになる予定である。嘱託職員は法務監2名、徴収部門2名、看護師3名、社会福祉士1名、医療ソーシャルワーカー1名、管理栄養士1名、事務2名、レセプト点検1名、幼稚園園長2名、幼稚園講師1名、育成センター所長1名で、臨時職員は看護師2名、助産師2名、学力向上支援員3名、特別教育支援員17名、特別支援補助員8名、3歳児補助員1名、預かり保育指導員3名、特別教育支援員1名、学校司書1名、用務員2名、スクール・ソーシャル・ワーカー1名、部活動支援員2名、幼稚園指導員1名、ALT1名、外国人生徒日本語指導員1名、介護認定調査員4名、事務員33名である。

一つ、会計年度任用職員になっても月々の給与もボーナスも現状のままの予定であり、国からの補助によっては近隣市町に引けを取らない金額を検討したい。

一つ、会計年度任用職員についても業績評価を行うように検討したい。

一つ、会計年度任用職員の再度の任用については、勤務評価や実績評価に基づいて決めるように考えている。

一つ、会計年度任用職員が正規職員になる場合は、受験資格に該当すれば採用試験を受ける必要がある。受験する場合も同じ条件になるので、能力は平等に評価して採用することになる。また、正規職員を増やす考えはなく、国からの補助金が明確になれば、働き方改革の中で同一労働・同一賃金という考えのもとで会計年度任用職員制度を実施していくことになるので、国に対して補助金の要望をしていく。

一つ、勤務時間が一定程度を越えれば、社会保険や年金等は支払うこととなる。

一つ、30年度実績で臨時・嘱託職員の賃金は1億7,834万円余りである。

一つ、会計年度任用職員は毎年3月31日での1年毎の更新になる。

一つ、地方公務員法が改正されて会計年度任用職員制度が第22条の2第1項で新たに規定されたので、会計年度内の任用になる。

一つ、外国人指導の職員1名は多度津小学校で勤務しており、そこを拠点校として必要に応じて豊原小学校等に支援に行くようにしている。日本語指導が緊急に必要な人数が多いところは多度津小学校である。

一つ、議会議員の報酬は216,100円で平均15,000円程度、特別職は94,568円、教育長は35,708円が差額となる。

一つ、今までは「成年被後見人・被保佐人」を一律に欠格条項に該当するとしていたが、法の改正に基づいて人権を尊重するために公務員や消防団員は個別に能力を判断す

ることとなったため欠格条項から外すこととしたもので、心身の故障によって公務員や消防団員として活動ができるかを個別に判断することになる。成年被後見人や被保佐人については、簡易裁判所が決定する。

一つ、免許証自主返納者は去年よりも増加しているが、全国では高齢者以外の交通弱者にも適した様々な交通施策を実施しているため、検証して多度津に合うものを取り入れていく考えである。

一つ、幼稚園の統合は喫緊の課題と捉えて、教育課題検討委員会からの答申に基づいて場所や形態を検討しているが、計画が決定しても財政の健全化が出来ないと建設は遅れるものと考えている。少子高齢化の中で子供達にとってベストなものを議会の皆様と考えながら議論したい。

一つ、幼稚園の適正配置を総合的に判断するため、コンサルに委託して既存園の拡張整備が良いのか新規整備が良いのかを検討したのち、敷地規模・用地取得の有無や事業費などの調査資料を作ってから教育委員会としての計画案を作成し、協議する予定である。

一つ、豊原小学校1校だけ災害備蓄品がないのは、生徒数が多くて鍵をかけて置けるスペースがなかったことによるもので、来年度は解消出来ることになったので600万円程度を計上して整備する予定である。整備が出来るまでは、他のところから遣り繰りすることとしている。

一つ、工事費448万8千円は体育館1階のトイレの洋式化などの修理費で、2階部分はずでに修理済みである。野球場の照明は建設工事関連委託料で調査することになっており、修理費は来年度予算に計上予定である。

一つ、「かがわの水田農業競争力強化対策事業費補助金」の内訳のうち、葛原営農組合のものはコンバインではなく6条植えの田植え機の誤りである。

一つ、部活動配置促進事業費補助金は、中学校のサッカーの部活動における学校外の地域の指導者への謝礼の補助金で、当初の1名から1名が追加になったものである。

一つ、体育館のトイレ事故の被害者は重症であって労災病院に入院していたが、8月末頃には松葉杖を使用して歩行できる状態になって退院したのち、週に何回かリハビリに通い、現在は松葉杖も使わなくなって、リハビリの通院も必要なくなったと聞いている。症状が固定されてから損害賠償の話をするようになるが、金額等が決定すれば報告して議会での承認をお願いしたい。

一つ、保育所児童保育費は、保育所の定員を560名から591名まで増やしたことによる委託料の増加なので、保育士確保のための予算ではない。清掃など保育士の負担軽減のための支援業務の人員配置に今年度は1人当たり9万円を、来年度は10万円を補助する考えであり、今年度は2保育所で実績がある。

一つ、住民のニーズに応えるため、「サクラートたどつ」のトイレは早目にウォシュレットにする予定である。

一つ、「ため池」の貯水量は決まっているので、すぐに「ため池」を潰して土地として利用することは難しいが、水田も減少しており、水不足の状況にはないので、考え方は県に投げかけていきたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第5号及び議案第14号から議案第19号については、委員会として原案を可決した。

請願第1号及び請願第2号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他3件の報告があった。

続きまして、令和元年12月17日、本日でございますが、開催をされました総務教育常任委員会の結果を次のとおりご報告申し上げます。

審議事項、議案第21号、工事請負契約の締結について（令和元年度 多度津町幸見通り跨線橋昇降施設設置工事）

審議結果、議案第21号について、委員、傍聴議員より、

質疑がなく、審議の結果、議案第21号については、委員会として原案を可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、12月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長 渡邊 美喜子君。

建設産業民生常任委員会委員長（渡邊 美喜子）

失礼します。

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和元年12月11日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項、議案第6号、多度津町手数料条例の一部改正について。

議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について。

議案第8号、船員法第19条の報告書の証明に関する条例の一部改正について。

議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について。

議案第10号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

議案第11号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議案第12号、多度津町保育の利用に関する条例の一部改正について。

議案第13号、多度津町公共下水道条例の一部改正について。

審議結果、議案第6号から議案第13号について、

委員、傍聴議員より、

一つ、印鑑証明は重要なものであるが、今回の改正において「印鑑の登録を受けることができない。」という対象が「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に変わるが、「意思能力を有しない者」というのはどのように証明するのか。

一つ、認知症の人などは意思確認が出来ないと思うが、法定代理人と一緒に来た窓口で、何らかの証明をするものはあるのか。

一つ、介護認定や認知症認定は全ての人を受けている訳でないので、疑わしい人の場合は窓口でどう対応するのか、窓口業務ではどのような防止策があるのか。

一つ、親が認知症になり土地や家屋を清算したい家族も多いので、手続きに抜かりがないよう窓口業務でフォローしてもらいたい。また、健康福祉課、高齢者保険課と住民環境課が連携して情報を共有しなければならないのではないのか。

一つ、「磁気ディスク」というのは、どのようなものなのか。

一つ、従前は、成年被後見人になった場合には登録している印鑑登録が無効になったが、今後は無効にならないということか。今までに無効になった人はそれを戻すことは出来ないのか。

一つ、ホームページにも成年被後見人の印鑑登録について追記してもらいたい。

一つ、保健センター使用料の利用時間の午前と午後は何時から何時までなのか、また、現在の施設の利用状況はどのようになっているのか。

一つ、町民に使用料の変更の周知をしてもらいたい。保健センターの使用料は、福祉センターの使用料を考慮したと思うが、どのように設定したのか。

一つ、「水道水を使用した場合は、水道企業団給水条例の規定により算出した使用水量とする」というのは、水道水以外の水の使用が想定されるということだが、その場合は下水道使用料の量をどのように算出するのか。

一つ、下水道使用料の徴収方法が水道企業団給水条例に基づくというのは、2ヶ月に1回検針して徴収するようになるのか、そういう徴収方法になると、家庭によっては遣り繰りが大変になるのでないか。

一つ、水道料金は支払いをしなければ水道を止められるが、下水道料金は支払わなければどうなるのか。上水道が県水道企業団、下水道が多度津町ということになれば、水道代は支払うが下水道代は支払いが困難というところもあるのでないか。

一つ、2ヶ月に1回の検針になると水道が漏水している場合は、発見が遅れて余分な料金が発生するのではないか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、成年被後見人の人権を尊重しなければいけないので、窓口には成年被後見人と法定代理人の2人で来てもらい、印鑑証明書を作りたいという意思を本人に確認した上で作成することになる。

一つ、認知症の人の場合、ほとんどが認知症になる前に印鑑登録を済ませ、その後成

年被後見人となって印鑑登録が無効になっているケースが大半だが、今回の改正により成年被後見人であっても、本人に登録したい意思があつて、法定代理人の同意があれば登録できるようになる。

一つ、成年被後見人の人権の尊重が法律で謳われているので、総務省の通達により窓口で出来ることは裁判所から選任された法定代理人などの同意と本人の意思確認になるが、今後は窓口に来ることが出来ない人の取り扱いなどは県内の担当者会で研究したい。

一つ、欠格事項に関する個人情報の取り扱いは、根拠法令に基づく申請により回答することになっているので、情報を共有することは考えていない。

一つ、「磁気ディスク」というのは、総務省の通達によりコンピューターのハードディスクのことと捉えている。

一つ、過去に成年被後見人の認定を受けて印鑑登録が削除された人でも条例施行日以降に本人の意思を確認し、同行した法定代理人の同意があれば復元できると考えている。また、総務省からの通達により、本人だけで確認するのではなく法定代理人の意見も確認することとなっており、大半の自治体が同様の取り扱いになると思われる。

一つ、広報やホームページで、改正した内容を分かりやすく周知していきたい。

一つ、利用時間の午前は8時半から12時、午後は午後1時から5時で、午前3時間半、午後4時間で計算することになっている。多目的ホールで使用料を納めているのは香川県交通安全協会のみで、福祉団体、高齢者団体、町が直接主催するものや各課に事務局があるものは無料にしている。

一つ、使用料の変更は、広報やホームページ、それぞれの会を通じて周知していく。福祉センター使用料や近隣市町を参考にしながら、利用履歴に基づいて半日単位が妥当として管理運営委員会で検討したもので、今まで利用していなかった団体にも利用しやすいように近隣の同様の施設よりも安い料金設定にしている。

一つ、下水道料金は、水道使用量に応じて料金を決定している。企業の中には井戸水を使うところや水道水は使うが下水道には流さないところもあつて、はっきり区別が出来るものについては、個メーターを付けてその分を減額するという方式にしているので、全ての水道水の量が下水道料金に反映しているのではないということである。

一つ、下水道料金は水道料金に反映しており、水道企業団が2ヶ月に1回の検針になることから、同様に隔月の請求になるもので、多度津町の場合は奇数月が下水道料金の徴収月となるが、これは水道広域化に当たって料金システムを全県で統一することによるものである。

一つ、下水道を止めることはできない。水道料金を優先する人もいるが、公共料金の使用料なので滞納者については、現在も実施している訪問や連絡・通知をして滞納がないように努めたい。

一つ、上水道の漏水については、今までどおり個人で確認していただくことになるが、

基本的には従来どおり、漏水があった場合の減免の対応はある。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第6号から議案第13号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より2件の報告があった。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第4. 議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第4回12月多度津町議会定例会におきまして、次の点で反対討論をいたします。

議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、であります。

この議案は地方公務員法及び地方自治法が改正され、来年2020年4月から会計年度任用職員制度が始まります。この制度は、正規職員を原則とする地方公務員に一年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時、非正規の大部分を移すものであります。地方自治体は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも「公務の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心とする」という大原則のもとに制度設計をすべきであります。臨時、非常勤の職員を「人員の調整弁」として利用することになれば、地方公務員法の「無期限任用の原則」を崩すことになりかねません。また、「会計年度職員」任用制度は、一年限定の雇用制度であり、フルタイム無期限雇用を原則という国際的ルールからも逸脱するものであります。

このようなことから、反対理由の第1は非正規職員に対して法的な根拠を与え、非正規雇用を合法化し、非正規を固定化し、推進していくことに繋がりにくいからでありま

す。

第2に基本的には、一年限定の雇用制度であり、雇い止めすることに繋がります。第3に会計年度任用職員への給付について、フルタイムの場合は、給料及び各種手当の支給対象となるのにパートタイマーとされた者は期末手当のみとされ、通勤費などは従来通り費用弁償の対象とするとしつつも、フルとパートで待遇格差を温存することは認められません。

条例案では幾度もの公募試験を経て、何年もの経験を積んだ職員と初めて任用された職員の報酬額が同一である現状は改善されていません。このようなことは、正規職員ではあり得ないことであります。

住民の安全安心を守るために「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務の運営」の原則を堅持すること。本格的、恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること。非正規職員の雇用安定、待遇改善をもっと図るべきであり、また、町職員の正規枠を大幅に広げ、非正規雇用拡大の是正をするべきであり、従って議案第1号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は賛成できません。以上であります。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第5. 議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第4回12月多度津町議会定例会におきまして、次の点で反対討論をいたします。

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

今回の条例改正は、第1条では6月1日に在職するものは、100分の165と変わらず、12月1日に在職するものは、期末手当を100分の165から100分の170の100分の5増額するというものであります。

また、2条では6月1日に在職するものは、100分の165から100分の167.5の100分の2.5引き上げ、12月1日に在職するものは、100分の170から100分の167.5へ100分の2.5減額するというものであります。

今期、議員期末手当では総額21万6,100円、議員一人当たりで平均1万5,000円の支出増となり、そして、今回実施すれば平成28年第4回12月定例会での改定、また、平成29年第4回12月定例会での改定、昨年平成30年第4回12月定例会での改定、そして、今回の令和元年第4回12月定例会での改定となり、平成28年から4回も毎年期末手当が連続しての値上げとなっております。

このことは、所得減と重税に苦しむ町民感情から考慮しても、又、町の財政難の問題からも総合的に判断してやめるべきであります。

従って、議案第2号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は適切ではないので、反対をいたします。以上であります。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第6. 議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第4回12月多度津町議会定例会におきまして次の点で反対討論をいたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

今回の条例改正は、第1条では6月1日に在職するものは、100分の165で変わらず、12月1日に在職するものについては、100分の165から100分の170の100分の5増額するというものであります。

また、第2条では6月1日に在職するものは、100分の165から100分の167.5の100分の2.5の増額、12月1日に在職するものについては、100分の170から100分の167.5の100分の2.5減額するというものであります。

今期特別職年末手当では総額で9万4,650円の支出増となり、今回実施すれば、平成28年第4回12月定例会での改定、平成29年第4回12月定例会での改定、昨年平成30年第4回12月定例会での改定、そして、今回の令和元年第4回12月定例会での改定となり、平成28年から毎年4回も期末手当が連続しての値上げとなります。このことは、所得減と重税に苦しむ町民感情から考慮しても、又、町の財政難の問題からも総合的に判断して、やめるべきであります。

従って、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、適切ではないので反対をいたします。以上であります。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第7. 議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第4回12月多度津町議会定例会におきまして次の点で反対討論をいたします。

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、であります。

今回の条例改正については、第1条では6月1日に在職するものは、100分の165で変わらず、12月1日に在職するものについては、100分の165から100分の170の100分の5増額するというものであります。

また、第2条では、6月1日に在職するものは、100分の165から100分の2.5の増額、12月1日に在職するものについては、100分の170から100分の167.5の100分の2.5減額するというものであります。

今期教育長の年末手当では総額3万5,708円の支出増となり、今回実施すれば、平成28年第4回12月定例会での改定、平成29年第4回12月定例会での改定、昨年平成30年第4回12月定例会での改定、そして、今回の令和元年第4回12月定例会での改定となり、平成28年から毎年4回も期末手当が連続しての値上げとなります。このことは、所得減と重税に苦しむ町民感情から考慮しても、又、町の財政難の問題からも総合的に判断して、やめるべきであります。

従って、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、適切ではないので反対をいたします。以上であります。

議長 (村井 勉)

他にございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（村井 勉）

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第6号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第10. 議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第11. 議案第8号、船員法第19条の報告書の証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第12. 議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第13. 議案第10号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第14. 議案第11号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第15. 議案第12号、多度津町保育の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第16. 議案第13号、多度津町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第17. 議案第14号、多度津町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第18. 議案第15号、令和元年度多度津町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第19. 議案第16号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第20. 議案第17号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第21. 議案第18号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第22. 議案第19号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

先ほど冒頭で提案説明があり、総務教育常任委員会に付託、審議し、委員長報告のあった議案第21号について、日程第2を再度議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって日程第2. 再度議題といたします。

日程第2. 議案第21号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

1点だけお伺いをいたします。

工事中での通行制限はあるのかどうか、1点だけ、よろしく願いいたします。

議長（村井 勉）

政策観光課長、河田君。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。通行制限、もちろん通行は可能なようにして工事は行いますが、一部規制はかかるところは出てくるとは思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第23. 請願第1号、国に対し「消費税5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年度第4回12月多度津町議会定例会におきまして、請願第1号、国に対し「消費税率5%の引き下げを求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の立場から賛成討論をいたします。

「日銀短観」と言っておりますが、正式名称は「全国企業短期経済観測調査」で、約1万社を対象に、おおむね3カ月ごと年4回実施しています。これは景況感や収益状況、設備投資計画などを尋ね、企業の規模や業種別に集計するもので、特に大企業製造業の業況判断指数（DI）は、景気の現状や先行きを判断するうえで、注目をされております。また、その日銀が国内の景気動向を把握し、金融政策の適切な運営に役立てるために実施するアンケート調査であり、今回、調査の回答期間は、11月13日から12月12日までのもので、この12月13日に日銀が12月の短観を発表しました。

それによりますと、大企業製造業の景況感が4四半期連続で悪化いたしました。

景気の代表的な指標の一つである短観が年初めから悪化を示していたにもかかわらず、安倍政権は、この10月に消費税増税を強行し、さらに景気を落ち込ませてしまいました。消費税を増税し、国民の暮らしを悪化させれば、法人税減税などで大企業を優遇しても、結局は日本経済そのものの土台を掘り崩すことになり、今回の日銀の短観は、消費税増税路線の破綻は明白で、このことを如実に示しました。

これは10月の消費税増税が景気を直撃し、それに加えて、日米貿易摩擦や台風被害も追い打ちをかけ、影響しております。

消費の現場である中小中堅小売業が大幅に悪化したことは、消費税増税がいかに消費を冷え込ませたかを示しております。他の経済指標も軒並みに景気悪化を示しております。10月の家計調査（総務省）で1世帯当たりの消費支出は実質で、前年同月比5.1%減。2014年4月に消費税率を5%から8%に増税した直後の4.6%減より大きな下げ幅です。10月の景気動向指数（内閣府）は、景気の現状を示す一致指数が、東日本大震災時の2011年3月を上回る下落幅でございました。10月の新車販売台数は、前年同月比24.9%減と、これも大きな落ち込みであります。10月は消費の指数だけではなく、鉱工業生産指数や機械受注など生産の指数も悪化してしまいました。

このように消費税増税によって、深刻な落ち込みを示しております。

今年は、消費税が導入されて31年目。消費税は大企業富裕層減税の穴埋めに使われ、貧困と格差を拡大しました。消費税導入と度重なる増税によって、日本経済は長期にわたる先行きの見えない低迷に陥っております。消費税の害悪は明らかでございます。過去3回の消費税増税のうち、2回は安倍政権の手で強行されました。消費税10%への増税が失政に失政を重ねた暴挙だったことは明らかであります。

今、消費税を5%に減税することが景気と暮らしを回復するために緊急に求められています。日本経済の6割を占めるのが個人消費でございます。消費が活発になってこそ、初めて企業の売り上げや生産、投資も活発になります。消費を活発にするには、働く人の賃金を引き上げるとともに、消費税を減税し、家計の購買力を引き上げることが不可欠でございます。

安倍政権になってから消費税率が4年半で2回も引き上げられ、社会保障の改悪なども相次いで国民を苦しめていることこそ、現在の日本経済低迷の元凶でございます。消費税率5%への引き下げや最低賃金の引き上げ、そして社会保障の充実をはじめ、暮らしを応援する政治の実現を求めます。

従って、請願第1号、国に対し「消費税率5%の引き下げを求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成をいたします。以上であります。

議長（村井 勉）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

5番、中野一郎でございます。

請願第1号、国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願に対し、反対討論をさせていただきます。

国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についてですが、この9月の第3回定例会で消費税増税の中止を求める意見書の提出の請願を出されて不採択となり、今回は5%へ引き下げる意見書とは節操の無い事であると思います。

前回も申しましたが、日本国は現在、少子高齢化が進んだ影響で社会保障費は30年で3倍に膨れ上がり、今年度の予算では一般会計の歳出総額の約3割を占めるまでになっています。社会保障の財源は基本、保険料で賄うものですが、保険料だけだと働く世代に負担が集中してしまうので、政府は支出している公的な費用の多くを国債発行で賄う借金頼みの状態であります。そのため、政府は借金を私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況を打開して、これまでは高齢者中心の社会保障から子育て世代にも拡充した全世代型社会保障制度に転換し、全世代で負担を分かち合おうと選ばれた手段が今回の消費税の増税であり、使い道については注視する必要がありますが、今のところ10%への増税は必要と考えます。

よって、意見書の提出の請願には反対いたします。以上です。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立少数

議長（村井 勉）

起立少数です。

よって請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第24. 請願第2号、MV - 22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第4回12月多度津町議会定例会におきまして、請願第2号「MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願書」について賛成の立場から賛成討論をいたします。

「憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」沖縄県の翁長雄志前知事は生前こう訴えかけ、過重な基地負担の元凶である日米地位協定の抜本的改定に向け、日本全国で議論し、日米両国政府に働きかけていくことを求めておりました。オスプレイの墜落や小学校の校庭への米軍ヘリの窓枠落下など、この2、3年で異常な事故が相次ぐとともに、米軍機の低空飛行訓練やオスプレイの全国展開など、米軍の横暴な訓練や事故の危険が日本全国で広がったことを受け、地位協定への関心はかつてなく高まっております。

今、全国知事会の提言や日米地位協定の抜本的改定を求める全国各地の地方議会での意見書採択、さらに、国政野党が地位協定の改定で一致し、国会で政府を追究するなど地位協定改定に向けた機運が広がっております。

そこで2018年7月27日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を出しました。そ

の文面は「全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず、広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど共通理解を深めてきました。その結果①日米安全保障体制は、国民の生命、財産や領土、領海を守るために重要であるが、米軍基地の存在が航空機騒音、米軍人等による事件、事故、環境問題により基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。②基地周辺以外においても艦載機、ヘリコプターによる飛行訓練が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期、内容などについて関係の自治体への事前説明、通告が求められている。③全国的に米軍基地の縮小、返還が進んでいるものの沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は、全国の7割を占め、依然として極めて高い。④日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。⑤沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも更なる基地の返還が求められている。といった現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命、財産や領土、領海を守る立場からも、以下の事項について一層積極的に取り組まれることを提言します。

1、米軍機による飛行低空訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう十分な配慮を行うこと。

2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

3、米軍人等による事件、事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で基地の整理、縮小、返還を積極的に

促進すること。

平成30年7月27日、全国知事会。とあります。

この日米共同訓練は、12月1日から13日にかけて2回にわたり陸上自衛隊国分台演習場で行われ、米軍のオスプレイ2機が飛来しました。オスプレイを使っただけの訓練は四国としても初めてのことで、共同訓練は、岡山、滋賀などと連携して行われましたが、これは沖縄の負担軽減を理由に、全国の自衛隊の演習場を米軍が自由に使えるようにするのが本当の目的であります。米軍と自衛隊の合同演習は、海上自衛隊や航空自衛隊ではかなり以前から行われていたが、陸上自衛隊との演習は安倍政権になってから始まりました。そこで、米海兵隊と陸上自衛隊が年明けの来月1月22日から2月8日まで、約4,100人が参加する日本国内では過去最大規模の合同実動演習「ノーザン・ヴァイパー」を北海道で実施することが、12月14日に分かりました。米海兵隊が実際の作戦に近い司令部、部隊編成で日米一体の訓練をすることになります。また、秋田市と山口県萩市や石垣島に地上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の設置、配備問題、佐世保に揚陸艦配置問題など、日本が既に米軍の揚陸艦部隊、F35B戦闘機部隊、海外遠征隊が駐留している国は、米軍を除けば日本だけです。米国の原子力空母が配備されているのも日本だけです。それは来年締結60年を迎える現行日米安保条約の下、日本が米国の世界戦略にとって最重要な前進基地、拠点になっているためです。

世界に例のない主権侵害の異常事態をこれ以上許していいのかが今、根本から問われております。またNGO「ペシャワール会」現地代表として、アフガニスタンで、人道支援活動に尽力し、4日、銃撃されて亡くなった中村哲医師、73歳は、「平和には武力でなく食料が必要」憲法9条を持つ日本の国際貢献の在り方は、中村医師が抱いていた日本がアメリカの戦争に加担することへの危機感に改めて思い巡らせ、博愛と献身にあふれた遺志を大切にすべきでございます。

以上のことから、今回の演習内容は、中国での戦闘を想定したもので、オスプレイで敵の目の前に着陸し、ビルの中で市街地戦をやるという訓練であり、まさに米軍の侵略戦争に自衛隊が参加するというシナリオであり、したがって、請願第2号、MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願書については、賛成をいたします。

以上であります。

議長（村井 勉）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番、松岡 忠です。

「MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願」についてですが、浜田

知事は、11月25日の定例会見で、米軍輸送機オスプレイが参加する四国初の日米共同訓練が12月1日より13日の日程で高松、坂出両市にまたがる五色台の陸上自衛隊国分台演習場で行われる事を受けて、オスプレイの飛行予定を含む訓練概要について国に事前情報を求め、情報提供があれば、その都度、遅延なく県ホームページで速やかに県民に周知する考えを述べた。

県は防衛省に安全面の徹底を要請済みで、会見で知事は、国には万全の対策で訓練に臨むことと、十分な説明をお願いしたいと重ねて強調した。

防衛省が安全面を確保するのであれば、オスプレイを使つての日米共同訓練は、沖縄県の負担軽減の為にも県外移転での協力も必要であると考えます。よって、オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願については反対します。以上です。

議長（村井 勉）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

12番、渡邊 美喜子です。

私は、「MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願」について賛成の立場から討論させていただきます。

オスプレイ訓練に対し、防衛省によりますとアメリカ海兵隊と陸上自衛隊は12月1日から13日の間、高松市と坂出市にまたがる五色台国分台演習場でオスプレイの離着陸訓練を行いました。これに対し、抗議し、国分寺の自治体が県へ中止の申し入れを行ったと聞いております。市街地の飛行禁止や訓練場には近くに住宅があり、不安の声も上がっています。今回の訓練は、沖縄の負担軽減であると言っていますが、軍事訓練に国民を慣れさせるためなのかとも思っています。また、大きな問題は、このオスプレイ機の安全性が確保されていません。何度も重大事故を起こしていることであります。今回このような危険訓練を住民の頭上で行うことに対して不安を覚えます。まして、五色台で中学校の生徒は自然学習を宿泊して行っていました。考えられません。理不尽なことは他にも多くあります。オスプレイの燃料費や武器・車両の輸送費は日本側が負担しています。金額は約20億円とも言われています。国民生活よりも軍事に優先されていることに疑問を感じます。日米共同訓練は終わりましたが、今後このような訓練が日本のどこかで、また行うことに反対であります。そのためにも今回の「MV-22オスプレイを使った日米共同訓練の中止を求める請願」について賛成であります。以上です。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、請願第2号についてを採決いたします。  
請願第2号に対する委員長報告は不採択です。  
請願第2号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立少数

議長（村井 勉）

起立少数です。  
よって請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。  
日程第25. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いします。  
この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載  
しております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りをいたします。  
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したい  
と思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続  
調査に付することに決定いたしました。  
以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。  
これにて、令和元年第4回多度津町議会定例会を閉会いたします。  
長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和元年12月17日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記